

すみだ 国保だより

マイナンバーカードと 健康保険証の一体化

令和6年12月2日から現在の健康保険証（被保険者証）は新たに発行されなくなり、医療機関や薬局では、次のいずれかの方法で資格の確認を受けることになります。



現在の健康保険証

⚠ 最長で令和7年9月30日まで使用可能

お手元にある紙の保険証は、証に記載の有効期限（最長で令和7年9月30日）まで引き続きお使いいただくことができます。有効期限が切れるまでは廃棄せず、大切に保管してください。

ただし、世帯主や住所が変わるなど、紙の保険証の記載内容に変更があった場合は使うことができませんので、ご注意ください。

マイナ保険証

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいいます。

マイナ保険証を、医療機関や薬局にあるカードリーダーに置いて本人確認（顔認証または4桁の暗証番号を入力）を行います。

画面に案内が表示されますので、案内に沿って受付をしてください。



本人確認の方法▲

資格確認書

⚠ マイナ保険証をお持ちでない方に交付

令和6年12月2日以降、有効な紙の保険証、マイナ保険証のいずれもお持ちでない方には「資格確認書」を交付しますので、医療機関や薬局で提示してください。

資格確認書が交付される方

- ★ 離職や墨田区内への転入などにより、新たに区の国保へ加入された方
- ★ 紙の保険証の記載内容に変更のあった方
- ★ 紙の保険証を紛失された方、紙の保険証の有効期限が切れる方

詳しくは中面をご覧ください

解説

令和6年12月2日以降はどうなるの？



マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことだよ！

マイナ保険証をお持ちでない方

- この機会にマイナ保険証の利用をご検討ください！
マイナ保険証の利用で、より良い医療を受けることができます。
●紙の保険証も有効期限までは使えます（②のようなことがあった場合を除く）。

マイナンバーカードの取得

パソコン・スマートフォンから
オンラインで申請



郵送による申請

マイナンバーカード
総合サイト▲

まちなかの証明写真機から申請

健康保険証の利用登録

医療機関・薬局
顔認証付きのカードリーダーで登録

パソコン・スマートフォン（※）
マイナポータル▶



※パソコンで登録する場合には、ICカードリーダーが必要になります。
スマートフォンで登録をする場合には、マイナンバーカードの読み取りに対応した機種である必要があります。

セブン銀行
ATMで24時間対応・手数料は無料

区役所窓口 2階の国保年金課で手続きをお手伝い

- 次のような場合は、紙の保険証に代えて、新たに「**資格確認書**」が交付されます。

令和6年12月2日
以降に

- 新たに区の国保へ加入した
- 引っ越しなどで紙の保険証の記載内容に変更があった
- 紙の保険証を紛失した（申請が必要）

資格確認書

- 記号 番号（枝番）
- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 負担割合（70歳以上のみ）

◀ 資格確認書（カードサイズ）

医療機関・薬局で資格確認書を提示すると、
これまでどおり保険診療・調剤を受けることができます。

- 紙の保険証の有効期限（令和7年9月30日）が切れる前に、
マイナ保険証をお持ちでない方全員に「資格確認書」が届きます。

マイナ保険証をお持ちの方

- マイナ保険証を利用しましょう！

マイナ保険証



医療機関・薬局での使用方法

カードリーダーにマイナンバーカードを置く

本人確認（顔認証または4桁の暗証番号を入力）

過去の医療情報等提供の同意の可否を選択

- 紙の保険証も有効期限までは使えますが、次のような場合は使えなくなり再交付はされません。

令和6年12月2日
以降に

- 新たに区の国保へ加入した
- 引っ越しなどで紙の保険証の記載内容に変更があった
- 紙の保険証を紛失した



マイナ保険証をお持ちの方も、国保への加入、世帯主や住所の変更などの届出は引き続き必要です。
区役所・出張所で手続きをしてください。
なお、手続きの際に、資格情報を簡単に確認することができる「資格情報のお知らせ」をお渡しします。

資格情報のお知らせ

- 記号 番号
- 氏名
- 負担割合（70歳以上のみ）

◀ 資格情報のお知らせ（A4サイズ）

このお知らせのみでは受診できませんが、マイナ保険証に対応していない一部の医療機関・薬局では、このお知らせやマイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証と一緒に提示することで、保険診療・調剤を受けることができます。

- 紙の保険証の有効期限（令和7年9月30日）が切れる前に、
マイナ保険証をお持ちの方全員に「資格情報のお知らせ」が届きます。

その他の注意点

- 令和6年12月2日以降は高齢受給者証が発行されません。
対象となる方には、70歳になる月（1日が誕生日の方は誕生月の前月）の下旬に、負担割合を記載した「資格確認書」（マイナ保険証をお持ちでない方が対象）または「資格情報のお知らせ」（マイナ保険証をお持ちの方が対象）が届きます。
- マイナ保険証を使って医療機関・薬局で受付をすれば、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証がなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが不要になるメリットがあります。
ただし、保険料の未納があると、医療機関・薬局で限度額の区分を確認できないため、まずは保険料の納付についてご相談ください。

問い合わせ先

国民健康保険について

墨田区国保年金課 メールアドレス KOKUHONENKIN@city.sumida.lg.jp

マイナ保険証や資格確認書に関すること

こくほ資格係 ☎03-5608-6121～2

保険料の納付に関すること

こくほ保険料係 ☎03-5608-6125～8

高額療養費制度に関すること

こくほ給付係 ☎03-5608-6123～4

その他国保制度に関すること

こくほ庶務係 ☎03-5608-6120

マイナンバーカードの
申請・交付について

墨田区 マイナンバーカード
コールセンター

☎03-5608-6370

マイナンバーについて

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

Q マイナンバーカードを持ち歩いても大丈夫なのでしょう。

A マイナンバーカードのICチップには、医療情報や税情報などのプライバシー性の高い情報は入っており、本人以外の方がカード裏面のマイナンバー（12桁）を知ったとしても悪用することはできません。また、マイナンバーカードは顔写真入りのため、なりすましも困難です。さらに、紛失時などには24時間365日体制でカードの一時停止が可能です。これらのことから、紙の保険証やキャッシュカードと同じように持ち歩いていただいても大丈夫です。

Q マイナンバーカードを紛失した場合、どうすればよいですか。

A カードの一時停止の手続き（マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178・24時間365日対応）や、警察への届出を行ってください。また、カードの再交付を希望する場合は、区役所・出張所で手続きが必要です。再交付には1～2か月ほどかかるので、通院予定がある方などは、資格確認書の交付申請をしてください。健康保険証の利用登録をしている方は、カードが再交付されれば、すぐにマイナ保険証として利用できます。



区ウェブサイト▲

Q 健康保険証の利用登録ができているか確認する方法はありますか。

A マイナポータルにログインし、「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押していただくと、健康保険証の登録状況をご確認いただけます。



マイナポータル▲

Q すでにマイナンバーカードの健康保険証の利用登録は完了していますが、就職や転職、退職等により、健康保険が変更になりました。手続きは必要ですか。

A 一度、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、転職や退職をする際に登録し直す必要はありません。ただし、それまでに加入していた健康保険の脱退の手続きや、新たに加入する健康保険への異動届等の手続きは必要です。墨田区の国保に新たに加入する場合は、異動等の手続きをした約1週間後から医療機関・薬局で利用できます。



Q マイナンバーカードの暗証番号がロックされた場合でも、健康保険証として利用できますか。

A 医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、暗証番号がロックされていても、顔認証付きカードリーダーでの顔認証または職員によるマイナンバーカードの顔写真の目視確認で本人確認が可能のため、健康保険証として利用いただくことができます。暗証番号のロックを解除するためには、マイナンバーカード専用窓口（区役所2階）または出張所で利用者証明用電子証明書暗証番号（4桁の番号）の再設定を行ってください。

Q カードリーダーを本人が操作できない場合は、どうすればよいですか。

A 代理の方（ご家族等）が暗証番号（4桁）を入力する、職員にご本人のお顔とマイナンバーカードの写真を目視確認してもらう等の方法で、本人確認を行ってください。



Q すべての医療機関・薬局で使えるのですか。

A 一部の医療機関・薬局を除き、ご利用いただけます。



利用できる医療機関・薬局▲

※各問い合わせ先は、中面の右下をご覧ください。